

根室市の都市計画

(令和5年4月)



ふるさと遊びの広場「わんぱーく」(令和3年12月2日竣工)

建設水道部都市整備課

目 次

第1章 都市計画の概念

1. 都市計画の基本理念	1
2. 都市計画の主な内容	1
3. 都市計画決定の手続き	2

第2章 土地利用

1. 都市計画区域	4
2. 用途地域	5
3. 準防火地域	8
4. 臨港地区	8
5. 開発行為	8

第3章 都市計画施設

1. 都市計画道路	10
2. 都市計画公園	12
3. 都市計画下水道	13
4. その他都市計画施設	13

第4章 市街地開発事業

1 土地区画整理事業	14
------------	----

第5章 都市計画マスタープラン

1. 都市計画マスタープランとは	16
2. 都市計画マスタープランの策定経緯	16
3. 都市計画マスタープランの役割	16

第6章 緑の基本計画

1. 緑の基本計画とは	17
2. 緑の基本計画の内容	17

資料編 都市計画施設の変更経過	18
-----------------	----

第1章 都市計画の概念

1. 都市計画の基本理念（法第2条）

都市計画法は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ることを基本理念として定められました。

2. 都市計画の主な内容

(1) 土地利用の規制及び計画的な誘導

① 都市計画区域（法第5条関係）

都市計画区域とは、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことです。都市計画区域ごとに各種の都市計画が定められ、それに基づいて土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。

② 市街化区域と市街化調整区域（法第7条関係）

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する方法を選択することができます。市街化区域は、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

根室市の場合は、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市（非線引き都市という。）を選択しているため、法第8条による用途地域の指定によりまちの無秩序な市街化を防止しています。

③ 用途地域とその他の地域地区（法第8条関係）

用途地域には13種類の地域があり、建物の用途や形態等をさまざまに制限しております。根室市においては、平成7年10月に12種類に変更したもので、この用途地域を、それぞれの地域の特性にあわせて定め、居住環境の保護や都市機能の維持増進を図っています。

都市計画法では、このほかにも、地域ごとの土地利用の目的により、必要に応じて特別用途地区、高度地区、高度利用地区、防火・準防火地域、風致地区、臨港地区等の地域地区が定められており、根室市の場合においては、準防火地域と臨港地区が定められています。

④ 開発行為許可制度（法第29条関係）

開発行為とは建築物の建築を目的として土地の形質を変更することをいいます。開発行為にあたっては良好な宅地が形成されるように、都市計画区域内は3,000㎡以上、都市計画区域外では10,000㎡以上の面積を越える開発行為について、許可を必要とし、一定の基準に基づき指導が行われます。

(2) 都市施設の計画的な整備（法第 11 条関係）

道路、公園、下水道、市場など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保や良好な都市環境を保持するための施設であり、また、都市施設のうち、重要なものを都市計画施設として決定し、一定の規格で整備します。

(3) 市街地の面的、総合的な整備—市街地開発事業（法第 12 条関係）

①土地区画整理事業（土地区画整理法関係）

無秩序に広がった市街地を区画整理する事業です。

②市街地再開発事業（都市再開発法第 2 条関係）

老朽化した都市機能を一定の計画の下につくりかえる事業です。

③その他

ニュータウンをつくりだす新市街地整備事業などがあります。

3. 都市計画決定の手続き（法第 15 条関係）

広域的根幹的な都市計画は知事が定め、その他は市が決定し知事の同意を受けます。

用途地域や防火地域等については、知事協議を経て市が決定し、臨港地区（重要港湾）については知事が決定します。

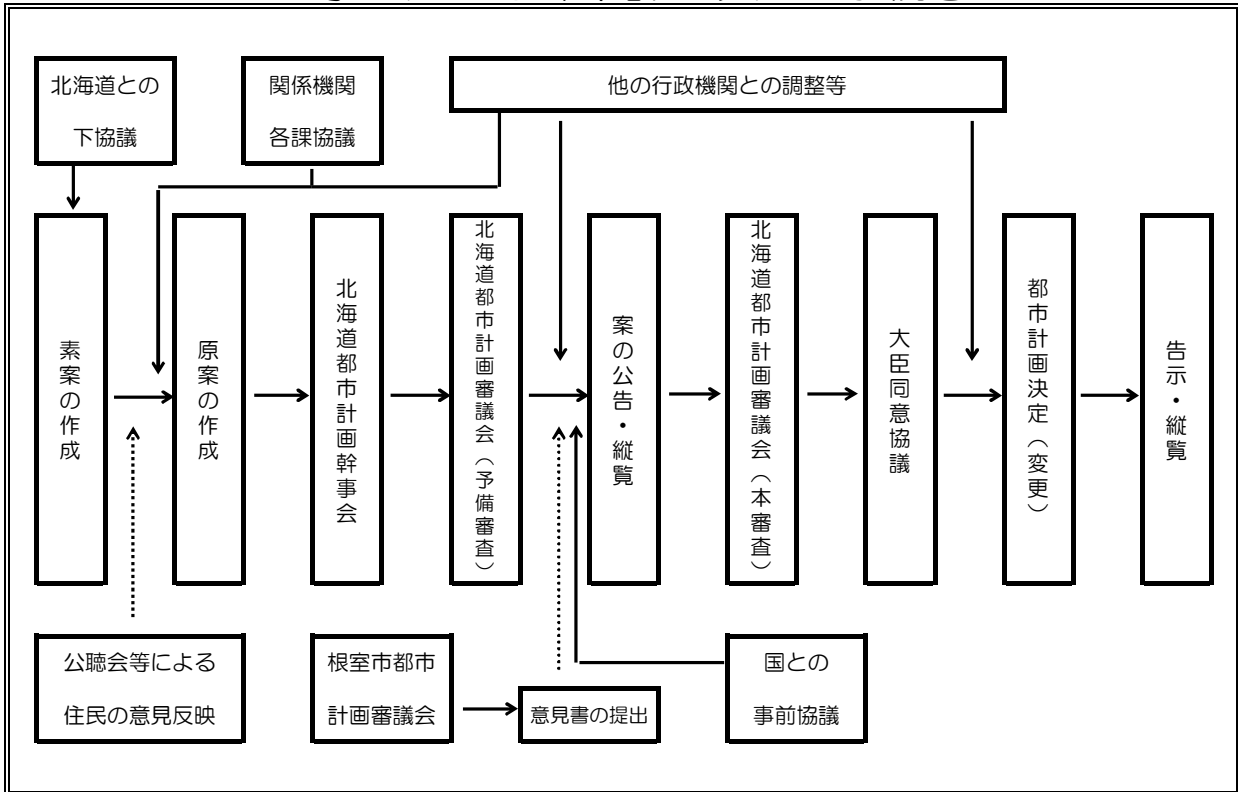
都市計画の原案は、先に市または道で作成されます。用途地域や道路網の全体見直しなど重要な都市計画決定については、市民の意見を都市計画に反映するために説明会が開かれ、次に市民の代表、学識経験者等で構成される市の都市計画審議会で審議されます。

このようにして確定した案は、市役所等において2週間、市民が自由に見られるように縦覧されます。案に対し意見がある場合は、縦覧期間中に意見書を提出することができ、この意見書の要旨は道の都市計画審議会に提出され審議の資料とされます。

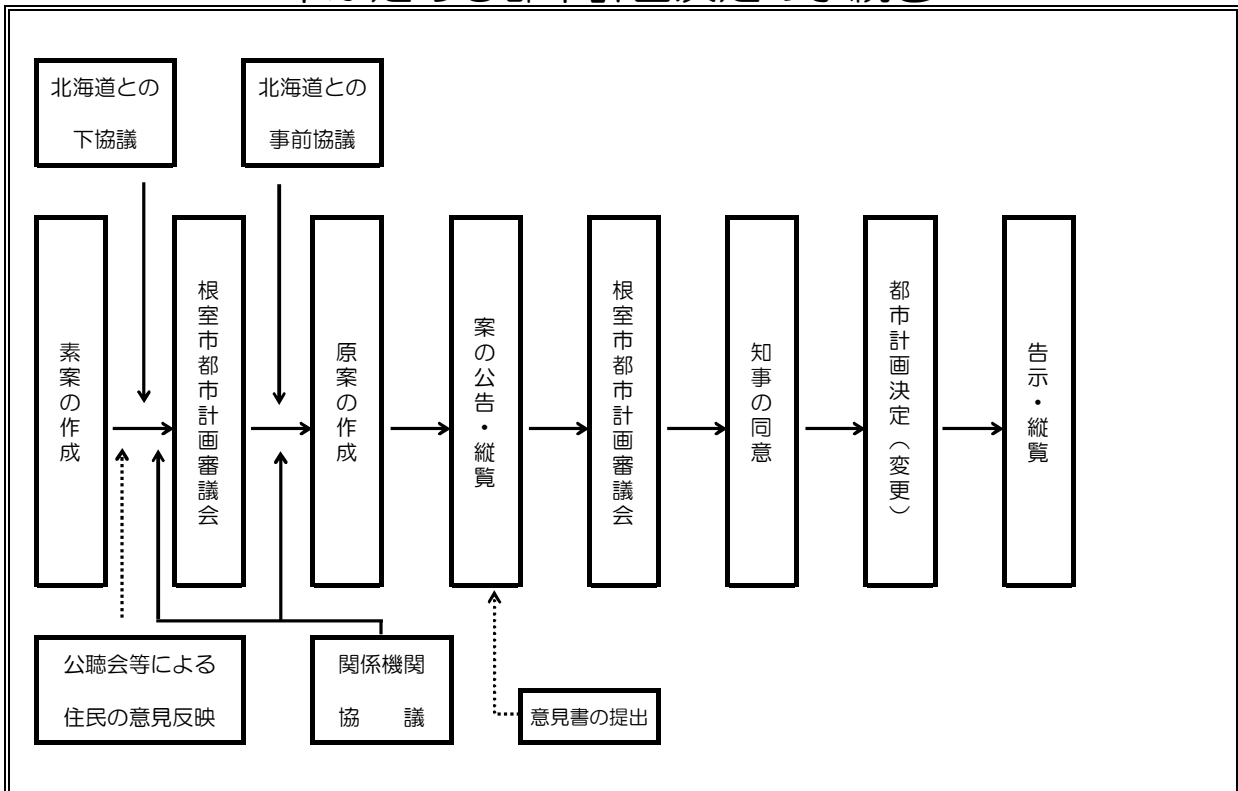
都市計画を決定する際の最も重要な機関は、道の都市計画審議会です。この審議会の同意を得て、都市計画として決定されます。都市計画の決定は告示によって示され、告示のあった日から法定都市計画としての効力が生じます。

このように、都市計画は広く市民の意見・考え方をとり入れて計画案をつくり、定めていくものとなっています。

知事が定める都市計画決定の手続き



市が定める都市計画決定の手続き



第 2 章 土地利用

1. 都市計画区域

①都市計画区域の変更経過

根室都市計画区域は、昭和 9 年 3 月 12 日旧根室町の全域が指定され、昭和 32 年の市制施行を経て昭和 44 年に再検討した結果、既成市街地を中心に 3,393ha が指定されました。

その後、地先公有水面埋立等に伴い、現在は 3,390ha となっています。

告示年月日	告示番号	区域面積
S9. 3. 12		5,493 ha
S44. 5. 20	建 告 示 第 2 1 1 9 号	3,393 ha
S47. 7. 7	道 告 示 第 2 2 2 8 号	3,418 ha
R2.10.30	道 告 示 第 6 7 1 号	3,390 ha

②都市計画区域人口

項 目	令和 5 年 4 月	令和 4 年 4 月	令和 3 年 4 月
全世帯数 (世帯)	11,603	11,807	12,050
全人口 (人)	22,740	23,493	24,213
都市計画人口 (人)	19,185	19,761	20,764
用途地域人口 (人)	19,036	19,561	20,531

※ 参考 令和 2 年国勢調査人口 24,636 人
 平成 27 年国勢調査人口 26,917 人
 平成 22 年国勢調査人口 29,201 人

③人口集中地区 (D I D) 人口 14,007 人 (令和 2 年国勢調査)
 面積 465ha (令和 2 年国勢調査)

2. 用途地域

①現行用途地域の種類と建ぺい率・容積率

用途地域の種類	面積 (ha)	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	率 (%)	摘 要
第1種低層住居専用地域①	83	6/10以下	4/10以下	6.6	高さ10m制限
第1種低層住居専用地域②	16	8/10以下	5/10以下	1.3	高さ10m制限
(小 計)	99			7.9	
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—	
第1種中高層住居専用地域	85	15/10以下	6/10以下	6.8	
第2種中高層住居専用地域	342	20/10以下	6/10以下	27.3	
第1種住居地域	199	20/10以下	6/10以下	15.9	
第2種住居地域	47	20/10以下	6/10以下	3.7	
準住居地域	—	—	—	—	
田園住居地域	—	—	—	—	
近隣商業地域	3.1	30/10以下	8/10以下	0.2	
商業地域	61	40/10以下	8/10以下	4.9	
準工業地域	169	20/10以下	6/10以下	13.5	
工業地域	210	20/10以下	6/10以下	16.7	
工業専用地域	39	20/10以下	6/10以下	3.1	
合 計	1,254.1			100.0	

②用途地域の概要

◆第一種低層住居専用地域

低層住宅の良好な環境を守るための地域です。
小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校等が建てられます。

◆第二種低層住居専用地域

主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。
小中学校等の他、150㎡までの一定の店舗等が建てられます。

◆第一種中高層住居専用地域

中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。
病院、大学、500㎡までの一定の店舗等が建てられます。

◆第二種中高層住居専用地域

主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。
病院、大学等のほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所等が建てられます。

◆第一種住居地域

住居の環境を守るための地域です。
3,000㎡までの店舗、事務所、ホテル等が建てられます。

◆第二種住居地域

主に住居の環境を守るための地域です。
事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックス等のほか、10,000㎡までの店舗が建てられます。

◆準住居地域

道路の沿道において、自動車関連施設等の立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域で、10,000㎡までの店舗が建てられます。

◆田園住居地域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅の良好な住環境を保護するための地域です。
小中学校等のほか、500㎡までの一定の店舗や、農産物の生産等のための施設が建てられます。

◆近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。
住宅や店舗のほかに小規模な工場も建てられます。

◆商業地域

銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所等の商業等の業務の利便の増進を図る地域です。
住宅や小規模な工場も建てられます。

◆準工業地域

主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。
危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

◆工業地域

主として工場の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。
住宅や10,000㎡までの店舗は建てられますが、学校、病院、ホテル等は建てられません。

◆工業専用地域

専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。
どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられません。

③用途地域の変更経過

(単位：ヘクタール)

	第1種住居専用地域		第2種住居専用地域		住居地域		近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計	
	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
昭和40年 3月10日 建設省告示第477号					360.5			41.9	59.0	14.0		475.4	
昭和45年12月24日 根室市告示第80号					773.9			46.9	74.7	326.3		1,221.8	
昭和48年12月10日 根室市告示第75号	125.0		344.0		264.0		3.1	60.0	134.0	253.0	33.0	1,216.1	
昭和52年12月 1日 根室市告示第110号	125.0		359.0		264.0		3.1	60.0	130.0	242.0	33.0	1,216.1	
昭和57年 9月10日 建設省告示第93号	125.0		365.0		264.0		3.1	60.0	146.0	215.0	39.0	1,217.1	
昭和60年 7月 4日 建設省告示第67号	125.0		365.0		264.0		3.1	60.0	146.5	215.0	39.0	1,217.6	
	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 住居 地域	第2種 住居 地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域	合計
平成 7年10月 1日 根室市告示第126号	99.0	—	85.0	334.0	199.0	47.0	—	3.1	60.0	156.0	208.0	39.0	1,230.1
平成22年 3月30日 根室市告示第24号	99.0	—	85.0	334.0	199.0	47.0	—	3.1	60.0	169.0	210.0	39.0	1,245.1
平成30年 3月30日 根室市告示第12号	99.0	—	85.0	342.0	199.0	47.0	—	3.1	61.0	169.0	210.0	39.0	1,254.1

3. 準 防 火 地 域

市街地を火災などの災害から守るため準防火地域の指定をしています。

指定範囲は、建物が密集しやすい商業地域と近隣商業地域の全域で、その面積は64.1ヘクタールとなっています。

告示年月日	告 示 番 号	区域面積
H30. 3. 30	根室市告示第 13 号	64.1 ha

4. 臨 港 地 区

根室港と花咲港は、それぞれ地方港湾として発展してきましたが、昭和 53 年 4 月 15 日に合併して重要港湾となり「根室港根室港区」と「根室港花咲港区」を擁する1つの港になりました。この港周辺の秩序ある発展と円滑な港湾の管理運営を図るため、みなとの伸長に応じて臨港地区を指定しています。

告示年月日	告 示 番 号	区 域 面 積			摘 要
		根室港	花咲港	合 計	
S39. 11. 5	建告示第 3103 号	17.0 ha	10.0 ha	27.0 ha	当時地方港湾
S47. 7. 29	道告示第 2475 号	23.7 ha	25.6 ha	49.3 ha	当時地方港湾
		根室港区	花咲港区	合 計	重要港湾に昇格
S60. 7. 8	道告示第 1153 号	24.7 ha	53.5 ha	78.2 ha	
H22. 3. 30	道告示第 260 号	26.0 ha	65.8 ha	91.8 ha	

5. 開 発 行 為

主に、土地の形状変更を行うことで、切土・盛土又は整地等の造成工事により宅地以外の土地を宅地とする場合等、一定の面積を越える形状変更をするときは、北海道知事の許可が必要です。

この土地の形状変更を「開発行為」といい、都市計画区域内では3,000㎡を越えるとき、都市計画区域外では10,000㎡を越えるときに適用されます。

なお、当市における過去の開発行為の状況を調査した結果、大規模盛土造成地が存在しないことを確認しました。

開 発 行 為 許 可 実 績 一 覧

(単位：㎡)

年度	申 請 者	種 別	開 発 面 積	申 請 地	許 可 年 月 日	完 了 年 月 日	摘 要	通 称
52	田 沢 正 敏	工 場	9,998.00	月岡町2-92-1	昭52. 6.13	昭52.11.30	緑地300㎡	木工団地
52	佐 々 木 測 量	宅 地	9,172.07	昭和町2-56	昭52. 4.29	昭53.10.18	緑地441.37㎡	
53	田 中 戴 一	宅 地	7,652.02	昭和町4-78	昭53. 4.17	昭53.12.28	緑地230.11㎡	
53	根 室 市	宅 地	6,129.90	西浜町2-174-2	昭53. 6.23	昭53. 8.23	緑地1,700.97㎡	西浜団地
53	根 室 市	宅 地	77,789.56	駒場町3-20-1	昭53. 7. 4	昭53.12.20	公園1,545.00㎡ (望洋公園)	望洋団地
53	山 本 石 蔵	宅 地	16,078.00	西浜町2-181	昭53. 7. 4	昭54. 9.29	ゲートボール場	
54	田 家 木 材	工 場	3,991.00	月岡町2-90	昭54. 6. 4	昭54. 6.20		
54	根 室 ス チ レ ン	工 場	7,138.56	月岡町2-75	昭54. 8.15	昭54.11.25		
55	島 田 孝 太 郎	宅 地	33,610.00	宝林町2-32-1	昭55.10.16	昭55.12.10	公園1,012.00㎡	
56	根 室 市	宅 地	9,069.00	光洋町2-15-1	昭56.10.13	昭56.12.28	緑地337.00㎡	
57	林 栄 二	宅 地	25,872.35	宝林町4-51	昭57. 5. 7	昭58. 7.20	緑地679.35㎡	
57	落 石 水 産 (株)	店 舗	6,174.62	曙町3-5	昭57. 9. 3	昭58. 1.14		
57	寺 島 興 業 (株)	店 舗	5,059.09	常盤町3-8-1	昭57.11. 1	昭58. 4.10		
57	根 室 市	宅 地	13,307.38	駒場町3-20-17	昭57.11.15	昭58. 1.10	緑地1,700.97㎡	望洋団地
58	小 林 康 一	宅 地	9,656.12	駒場町3-2-1	昭58. 7.28	昭58.12.26		
58	根室ソフトボール協会	野 球 場	12,650.00	宝林町4-399	昭58.12. 8	昭58.12.20		
61	三 共 建 設	宅 地	13,018.00	昭和町4-320-1	昭61. 5. 1	昭61.11.26	緑地2,370.00㎡	
61	創 価 学 会	礼 拝 場	3,893.00	光洋町1-52-5	昭62. 4.14	昭62.11.18		
1	力 ネ ヒ 口	工 場	6,444.00	琴平町3-28	平01. 8. 1	平02. 1. 8		
2	根 室 市	公 営 住 宅	22,545.57	駒場町1-12他	平02. 6. 1	平03.12.21	緑地等2,245.70㎡ (公住建替)	駒場団地
3	新 星 シ ャ ー	店 舗	5,921.49	宝林町4-358他	平03.12. 2	平03.12.17		
5	根 室 市	ハートボール場	48,876.00	宝林町4-403	平05. 6.17	平05.12.20	ハートボール場	
9	萬 屋 ・ 高 岡	宅 地	5,193.38	光洋町3-40-1他	平09.12.24	平10. 6.11	緑地154.18㎡	
9	友 常 恵 悦 他	宅 地	13,163.06	宝林町4-401他	平09.12.25	平10. 8. 7	公園394.96㎡	
10	(株) カ ナ モ ト	機 材 置 場	6,612.24	月岡町2-86-21	平10.10. 8	平10.12.18		
11	北 海 道	職 員 住 宅	5,600.00	明治町2-16	平12. 2.23	平12.11.10		
12	(株) イ デ ィ ア	店 舗	11,637.86	光洋町2-29-1	平13. 2.21	平13.10.24		
16	根 室 市	公 営 住 宅	50,831.85	光洋町4-38-1他	平16. 8.24	平27.12.9		光洋団地
23	渡辺商事株式会社	商 業 店 舗	38,097.25	西浜町8-92-1他	平23.12.13	平24.10.18		
23	社 会 福 祉 法 人 根 室 敬 愛 会	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	9,282.55	有磯町2-19-2の 内他	平24. 2.10	平25. 3. 4		
28	東 北 海 道 い す と 自 動 車 株 式 有 限 公 司	店 舗	3,025.07	穂香1-1	平28.5.26	平28.7.29		
3	根室市長 石垣 雅敏	庁 舎、車 庫 等	11,917.91	常盤町2-27	令4.3.31	令7.7.31		

第3章 都市計画施設

1. 都市計画道路

(1) 都市計画道路は、戦災復興の一環として昭和22年2月10日に決定された7本から始まりました。その後、主要幹線道路の交通量増大に伴い整備が図られ、今日の21本に至っています。

終戦当時、幹線道路用地として36メートルもの用地を確保してくれた「先見の明」が、現在の都市計画の基盤を支えています。

番号	道路名称	幅員	計画延長	既成済	改良済	舗装済	起 点	終 点
3.2.1	大正町通	14.5~36	1,080	-	1,080	1,080	弥栄町1-18	牧の内146-6
3.2.2	駅前通	36	150	-	150	150	大正町1-21	大正町2-44
3.3.3	光和町通	18~36	3,300	-	3,300	3,300	幸町1-4	穂香98
3.3.4	花咲町通	16~25	7,500	2,860	830	830	本町4-9	花咲港291
3.4.5	海岸町通	20	5,380	3,970	900	900	西浜町9-66	北浜町2-10
3.4.6	緑町通	20	3,690	410	3,280	3,280	花園町5-1	駒場町3-18
3.4.7	千島町通	18~36	2,310	0	1,920	1,920	鳴海町2-1	牧の内146-1
3.4.8	定基町通	18	1,020	510	510	510	定基町2-1	宝林町1-20
3.4.9	花咲宝林町通	16~36	2,900	540	1,050	1,050	花園町2-4	光洋町1-15
3.4.10	光洋町通	18	1,810	0	980	980	光洋町1-2	昭和町4-413
3.4.11	牧の内通	18	1,220	0	-	-	牧の内146-16	牧の内146-19
3.4.12	花咲港海岸通	14~18	2,310	1,200	950	-	花咲港347	花咲港322-1
3.4.13	花咲港山の手通	16~18	2,500	0	-	-	花咲港347-9	花咲港4
3.4.14	花咲港中央通	16	1,240	0	-	-	花咲港247-1	花咲港160-3
3.4.15	西浜町通	16~18	1,830	0	1,458	1,458	西浜町7-230	西浜町6-22
3.5.16	弁天町通	14.5	650	0	200	-	汐見町2-90	駒場町2-4
3.5.17	鳴海町通	14.5	740	0	740	360	本町5-30	弥栄町2-36
3.5.18	清隆町通	14.5	600	0	600	600	弥生町1-43	清隆町3-1
3.5.19	花咲港西1号通	12	450	0	-	-	花咲港165	花咲港264
3.5.20	花咲港西2号通	12	600	0	-	-	花咲港178	花咲港264
3.4.21	花咲港通	18	1,320	900	-	-	月岡町2-91	花咲港123
合計	21路線		42,600	10,390	17,948	16,418		

(2) 都市計画道路の管理者別内訳

区分	計画延長	改良済		舗装済		備考
		延長	率	延長	率	
国道	3,300m	3,300m	100%	3,300m	100%	
道道	14,000m	4,640m	33.1%	4,640m	33.1%	
市道	25,300m	10,008m	39.6%	8,478m	33.5%	
計	42,600m	17,948m	42.1%	16,418m	38.5%	

(3) 都市計画道路の変更経過（詳細は資料19頁参照）

告示月日	告示番号	内容
昭22. 2. 10	戦災復興院告示第42号	計画決定 路線7本 延長 7,900m
昭27. 1. 28	建設省告示第 53号	花咲町通・定基町通・清隆町通の幅員変更
昭48. 4. 6	根室市告示第 15号	全路線の変更・拡大
昭48. 4. 20	北海道告示第1112号	路線数 路線7本 → 路線18本 延長 7,900m → 39,500m
昭51. 11. 17	北海道告示第3754号	花咲港海岸通・花咲港中央通の線型・終点変更
昭52. 7. 13	根室市告示第 68号 北海道告示第2188号	弁天町通の線型・終点変更 緑町通の線型・終点変更
昭52. 10. 5	根室市告示第 95号	花咲港西1号通・花咲港西2号通を新規追加
昭54. 10. 4	北海道告示第3294号	花咲町通・花咲港山の手通の線型・終点変更 海岸町通の線型・一部幅員変更 花咲港中央通の終点変更 花咲港通の追加
昭54. 10. 11	根室市告示第 72号	花咲港西1号通・花咲港西2号通の起点変更
昭59. 2. 13	北海道告示第 209号	大正町通の線型、海岸町通の起点変更
平 8. 6. 4	根室市告示第 79号	鳴海町通の一部区域変更
平 8. 7. 30	北海道告示第1189号	

2. 都市計画公園

公園は、都市生活に欠かすことのできない施設で、広い空間が市民の「憩いの場」としての役割のほかに「災害時の避難場所」としての役割も持っています。

根室市には、16ヶ所の都市計画公園と2ヶ所の都市公園が計画決定されておりますが、未だ1ヶ所の都市計画公園が未開設です。（都市計画公園の変更経過詳細は、資料23頁参照）

①都市計画公園

(単位：)

種別	番号	名称	所在地	計画面積 (㎡)	開設面積 (㎡)	開設面積 (ha)	開設年月日
街区公園	2. 2. 1	花園公園	花園町8丁目	503	503	0.05	昭59. 11. 6
街区公園	2. 2. 2	敷島公園	敷島町2丁目	935	935	0.09	昭60. 9. 20
街区公園	2. 2. 3	昭和公園	昭和町2丁目	2,360	2,360	0.24	昭57. 10. 24
街区公園	2. 2. 4	明治町団地公園	明治町3丁目	2,281	2,281	0.23	昭48. 11. 26
街区公園	2. 2. 5	西浜町団地第1公園	西浜町4丁目	4,394	4,394	0.44	昭55. 2. 14
街区公園	2. 2. 6	西浜町団地第2公園	西浜町3丁目	1,875	1,875	0.19	昭58. 10. 26
街区公園	2. 2. 7	光洋公園	光洋町4丁目	1,100	1,100	0.11	昭55. 12. 1
街区公園	2. 2. 8	光和公園	光和町3丁目	1,773	1,773	0.18	昭53. 11. 11
街区公園	2. 2. 9	ときわ台公園	清隆町3丁目	7,984	7,984	0.80	昭55. 2. 14
小計	9	カ	所	23,205	23,205	2.33	開設率 100%
近隣公園	3. 3. 1	鳴海公園	鳴海町3丁目他	11,900	11,900	1.2	昭27. 9. 8
近隣公園	3. 3. 2	根室公園	弥栄町1丁目他	13,941	13,941	1.4	昭38. 11. 23
近隣公園	3. 3. 3	駒ヶ丘公園	光洋町4丁目	10,543	10,543	1.1	昭49. 12. 10
近隣公園	3. 3. 4	花咲港東公園	花咲港	11,045		- (1.0)	(未開設)
小計	4	カ	所	47,429	36,384	3.7	開設率 76.7%
総合公園	5. 5. 1	明治公園	牧の内	114,520	114,520	11.4	昭57. 12. 1
運動公園	6. 5. 1	根室総合運動公園	西浜町1丁目他	265,718	145,603	14.6	平 7. 12. 1
特殊公園	8. 3. 1	望郷の岬公園	納沙布	30,312	30,312	3.0	昭56. 9. 27
合計	16	カ	所	481,184	350,024	34.93 (35.93)	開設率 72.7%

②都市公園

種別	番号	名称	所在地	計画面積	開設面積	開設面積(ha)	開設年月日
都市緑地	—	ふれあい広場	月見町1丁目他	8,548	8,548	0.85	平 6.12.28
街区公園	—	望洋公園	駒場町3丁目	1,545	1,545	0.15	平 8. 4. 1
合計	2	カ	所	10,093	10,093	1.00	開設率 100%

3. 都市計画下水道

下水道の本格整備は、昭和43年度に都市下水路事業に着手したのが始まりで、昭和45年度から本格的な公共下水道事業に変更しました。下水道は、汚水などの流出水による水質汚濁を防ぎ、水洗トイレの普及を促進するなど、快適な生活環境の確保に欠かせないものです。(下水道事業の変更経過詳細は、資料24頁参照)

区分	全体計画	認可事業	普及状況	備考
	昭和45～令和6年度	昭和45～令和6年度	昭和45～令和4年度	
計画排水面積	1,288.3ha	818.1ha	683.69ha	
計画処理人口	19,200人	18,750人	17,487人	
中継ポンプ場	4ヶ所	4ヶ所	3ヶ所	
計画汚水量	9,180 m ³ /日最大	8,780 m ³ /日最大	10,092 m ³ /日最大	
管渠延長	353,927m	304,427m	139,224m	
排除方式	分流式	分流式	分流式	
終末処理場	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	

4. その他の都市計画施設

都市計画施設である汚物処理場(汚水処理場)の変更経過詳細は、資料25頁参照。

名称		箇所	面積 (現況)	処理能力 (現況)	告示年月日	告示番号
汚水 処理 場	根室市水産物産地流通加工センター汚水処理場	1	1.4ha	1,000kl/日	昭50.9.17	根室市告示第71号
	根室下水終末処理場	1	6.4	12,500	昭45.8.24	根室市告示第49号
	小計	2	7.8	13,500		
市場	根室水産物地方卸売市場	1	0.2	—	昭36.6.17	建設省告示第1188号
	根室青果物地方卸売市場	1	0.5	—	昭44.9.30	根室市告示第58号
	小計	2	0.7	—		
合	計	4	8.5	13,500		

第4章 市街地開発事業

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、無秩序な市街地化を防止し、宅地の利用増進と公共施設の整理改善を図り、健全な市街地を造成するものです。

(1) 戦災復興特別土地区画整理事業（北海道施行）

戦時中の空襲によって焼失した市街地中心部の再建を目的に、昭和20年から昭和30年までの10年間にわたって実施され、当時の町割りの姿が、現在の市街地中心部の基礎となっています。

年 月 日	内 容
S20. 12. 27	区域計画決定の告示 60.5ha
S 22. 5. 5	設計の概要の認可 60.5ha
S24. 2. 18	換地予定地の指定
S28. 3. 31	事業成功 60.5ha
S29. 10. 2	換地処分
S30. 1. 14	登記完了
S30. 5. 31	精算完了

(2) 花咲港西土地区画整理事業

昭和 48 年、水産加工場などの企業進出に伴い、公共施設の整備と健全な市街地を造成するため土地区画整理事業を導入し、昭和 49 年に着手しました。

しかし、昭和 48 年のオイルショックによる景気低迷に引き続き、昭和 52 年の漁業専管水域 200カイリの設定は、水産業を基幹産業とする本市にとって死活問題ともいえる壊滅的な打撃をもたらし、大幅な「減船」を余儀なくするものでした。これに伴い、大手水産会社の撤退が相次ぎ、市内はもとより花咲港地区の人口も大幅に減少し、宅地需要も無くなるなど、事業効果が期待できないことから、昭和 55 年に建設省と協議のうえ事業を休止しました。

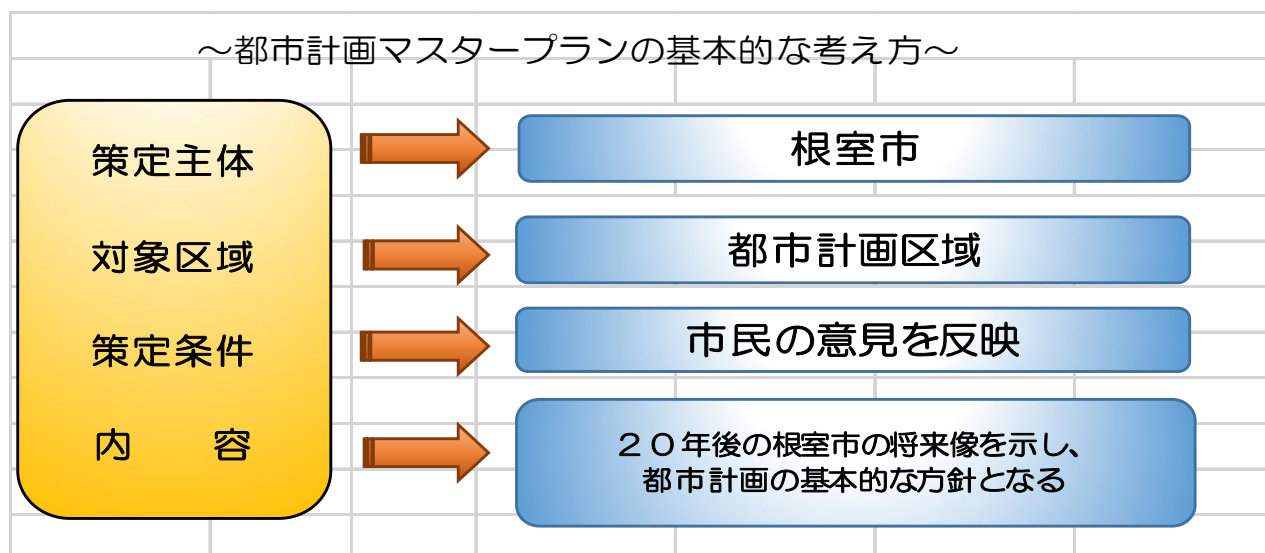
その後も状況好転のきざしは見えず事業継続が困難な情勢から、平成 6 年に事業中止に向けた協議を進め、休止以来 18 年を経て平成 11 年 3 月に中止届けを提出し事業が終了しました。

告示年月日	告示番号	内 容
昭 48. 4. 7	道告示第 849 号	区画計画決定の告示 29.9ha
昭 49. 4. 16	道宅地第 25 号	設計の概要の認可 29.9ha
昭 50. 9. 23	道告示第 3156 号	区域計画変更 79.0ha
昭 51. 12. 21	道告示第 4049 号	区域計画変更 78.6ha
昭 52. 9. 2	道宅地第 117 号	設計の概要の認可変更 62.1ha
昭 56. 10. 22	道宅地第 119 号	設計の概要の認可変更 59.0ha
平 11. 3. 5		事業中止届の提出

第5章 都市計画マスタープラン

1. 「都市計画マスタープラン」とは

都市計画法の規定により、「市町村は、都市計画に関する基本的な方針」を定めることが責務となりました。この基本的な方針が都市計画マスタープランであり、『市町村が創意工夫の下に住民の意見を反映させて、将来都市像や地域別の都市計画の方針を示す』ものです。



2. 「都市計画マスタープラン」の策定経緯

平成 17 年度に策定した前計画は、令和 6 年度までの 20 年間で計画期間として策定されましたが、急激な社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、「実質 10 年 1 スパン」の考え方を踏襲し、平成 28 年度からの 20 年間で、新たに計画を策定したものであります。

策定にあたっては、市民アンケートの実施や地域別懇談会の開催、様々な行政計画との整合性を確保するために庁内策定委員会での調整など、多方面から幅広い意見を集約し、都市計画審議会の最終的な審査を経て、決定されたものであります。

3. 「都市計画マスタープラン」の役割

都市計画マスタープランの主な役割は、次に示すとおりです。

(1) 都市計画への市民参加を進めます。

今後の都市計画は、市民と事業者の皆さんと行政と一緒に考えていくことが必要となるため、市民の皆さんが都市計画への理解を深め、一緒に考えることができる市民参加の都市計画を進めます。

(2) 都市計画の目標となる将来の都市像を示しています。

市民の皆さんが都市計画に参加しやすくするため、根室市が目指すべき都市づくりの目標や将来の都市像などを市民の皆さんにわかりやすく示しています。

(3) 総合的・体系的な都市計画の方針を示しています。

これまでの縦割りの都市計画ではなく、将来の都市像を実現するためには各々の都市計画が何をすべきかという総合的・体系的な都市計画の方針を示しています。

第6章 緑の基本計画

1. 「緑の基本計画」とは

都市緑地法に基づき、本市における緑地の保全や公園・緑地の適正な配置及び緑化の推進など、緑全般についての将来的にあるべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ横断的に推進することを目的とします。

根室市の「緑の基本計画」は平成17年度に「根室市都市計画マスタープラン」とともに策定しました。

2. 「緑の基本計画」の内容

根室市の「緑の基本計画」は、平成17年度から概ね20年後の令和6年度までを目標年度として策定しました。

これは、「根室市都市計画マスタープラン」と歩調を合わせたものです。

「根室市都市計画マスタープラン」における緑の環境形成の基本方針との整合性を図ることから、この計画における緑の将来像を「都市と調和した緑のネットワーク（連続化した緑）」として一体的に形成され、都市空間の中で一つの緑として調和することを目指します。

①緑地の確保目標水準

目標年次（令和6年度） における緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	約60.21ha	約6.14%	約788.01ha	約23.05%

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	計画時 (平成16年度)	目標年次 (令和6年度)
都市公園	約12.36㎡/人	約42.21㎡/人
都市公園等	約12.74㎡/人	約42.80㎡/人

資 料 編

〔都市計画の変更経過〕

1. 都市計画道路の変更経過

(1) 当初決定（昭和22年2月10日 戦災復興院告示第42号 全路線の決定）

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	備 考
1.1.1	千島町通	20間	890m	鳴海町2丁目	月見町	
1.1.2	花咲町通	20間	900m	本町4丁目	常盤町3丁目	
1.1.3	大正町通	20間	1,790m	曙町	花園町8丁目	
2.1.1	定基町通	20m	600m	岬町5丁目	松本町4丁目	
2.1.2	海岸町通	20m	1,700m	平内町1丁目	海岸町	一部幅員 15m
2.1.3	緑町通	20m	1,400m	平内町1丁目	千島町2丁目	
2.2.1	清隆町通	8間	620m	弥生町1丁目	常盤町1丁目	起点の一部 幅員 25.27m
合 計	7路線		7,900m			

(2) 変更（昭和27年1月28日 建設省告示第53号 一部路線の幅員変更）

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	備 考
1.1.1	千島町通	36m	890m	鳴海町2丁目	月見町	
1.1.3	大正町通	36m	1,790m	曙町	花園町8丁目	
1.3.1	花咲町通	25m	900m	本町4丁目	常盤町3丁目	幅員変更
2.1.1	定基町通	18m	600m	岬町5丁目	松本町4丁目	幅員変更
2.1.2	海岸町通	20m	1,700m	平内町1丁目	海岸町	一部幅員 15m
2.1.3	緑町通	20m	1,400m	平内町1丁目	千島町2丁目	
2.2.1	清隆町通	25m	620m	弥生町1丁目	常盤町1丁目	一部幅員 15m
合 計	7路線		7,900m			

(3) 変更 (昭和48年4月6日 根室市告示第15号 全路線の変更・拡大)

(昭和48年4月20日 北海道告示第1112号 全路線の変更・拡大)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	備 考
3.2.1	大 正 町 通	36 m	1,080m	弥栄町 1-18	牧の内 146-6	
3.2.2	駅 前 通	36 m	150m	大正町 19	大正町 37	
3.3.3	光 和 町 通	25 m	3,300m	幸町 5-1	穂香 98	
3.3.4	花 咲 町 通	25 m	6,230m	本町 4-9	花咲港 123-1	
3.4.5	海 岸 町 通	20 m	6,310m	西浜町 2-166	北浜町 2-10	
3.4.6	緑 町 通	20 m	3,700m	花園町 5-1	駒場町 2-18	
3.4.7	千 島 町 通	18 m	2,310m	鳴海町 2-1	牧の内 146-18	
3.4.8	定 基 町 通	18 m	1,020m	定基町 2-1-2	宝林町 1-39	
3.4.9	花 咲 宝 林 町 通	16 m	2,900m	花園町 2-4	光洋町 1-15	
3.4.10	光 洋 町 通	18 m	1,810m	光洋町 1-2	昭和町 2-61	
3.4.11	牧 の 内 通	18 m	1,220m	牧の内 146-16	牧の内 146-19	
3.4.12	花 咲 港 海 岸 通	18 m	1,970m	花咲港 347	花咲港 322	
3.4.13	花 咲 港 山 の 手 通	18 m	2,580m	花咲港 288-9	花咲港 4	
3.4.14	花 咲 港 中 央 通	16 m	960m	花咲港 247-1	花咲港 160-1	
3.4.15	西 浜 町 通	16 m	1,830m	西浜町 2-190	西浜町 2-168	
3.5.16	弁 天 町 通	14.5m	790m	汐見町 62	駒場町 2-7	
3.5.17	鳴 海 町 通	14.5m	740m	本町 5-30	弥栄町 2-36	
3.5.18	清 隆 町 通	14.5m	600m	弥生町 1-43	清隆町 3-1	
合 計	18路線		39,500m			

(4) 変更(昭和51年11月17日 北海道告示第3754号 一部路線の線型・終点の変更)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	変更内容
3.4.12	花咲港海岸通	18m	2,310m	花咲港347	花咲港322-1	線型・終点
3.4.14	花咲港中央通	16m	1,230m	花咲港247-1	花咲港160-3	線型・終点
合計	18路線		40,110m			

(5) 変更(昭和52年7月13日 北海道告示第2188号 一部路線の線型・終点の変更)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	変更内容
3.4.6	緑 町 通	20m	3,690m	花園町5丁目	駒場町3丁目	線型・終点
合計	18路線		40,100m			

(6) 変更(昭和52年7月13日 根室市告示第68号 一部路線の線型・終点の変更)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	変更内容
3.5.16	弁 天 町 通	14.5m	650m	汐見町62	駒場町2丁目	線型・終点
合計	18路線		39,960m			

(7) 変更(昭和52年10月5日 根室市告示第95号 路線の追加)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	変更内容
3.5.19	花咲港西1号通	12m	440m	花咲港165	花咲港264	新路線追加
3.5.20	花咲港西2号通	12m	590m	花咲港178	花咲港264	新路線追加
合計	20路線		40,990m			

(8) 変更(昭和54年10月4日 北海道告示第3294号 一部路線の線型・幅員・終点変更、新規追加)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	変更内容
3.3.4	花 咲 町 通	25m	7,500m	本町4丁目	花咲港	線型・終点
3.3.5	海 岸 町 通	20m	6,300m	西浜町2丁目	北浜町2丁目	線型・幅員
3.4.13	花咲港山の手通	18m	2,500m	花咲港	花咲港	線型・終点
3.4.14	花咲港中央通	16m	1,240m	花咲港	花咲港	終点
3.4.21	花 咲 港 通	18m	1,320m	月岡町2丁目	花咲港	新路線追加
合計	21路線		43,500m			

(9) 変更 (昭和54年10月11日 根室市告示第72号 一部路線の起点変更)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	変更内容
3.5.19	花咲港西1号通	12m	450m	花咲港165	花咲港264	起点
3.5.20	花咲港西2号通	12m	600m	花咲港178	花咲港264	起点
合 計	21路線		43,520m			

(10) 変更 (昭和54年10月11日 根室市告示第72号 一部路線の線型・終点変更)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	変更内容
3.2.1	大 正 町 通	36m	1,080m	弥栄町1丁目	牧の内	線型・終点
3.3.5	海 岸 町 通	20m	5,380m	西浜町9丁目	北浜町2丁目	終点
合 計	21路線		42,600m			

(11) 変更 (平成8年6月4日 根室市告示第72号 一部路線の区域変更)
(平成8年7月30日 北海道告示第1189号 一部路線の区域変更)

番号	道路名称	幅員	計画延長	起 点	終 点	変更内容
3.5.17	鳴 海 町 通	14.5m	740m	本町5丁目	弥栄町2丁目	区域変更
合 計	21路線		42,600m			

2. 都市計画公園・都市公園の変更経過

告示年月日	告示番号	公園名称	告示内容
昭和24年3月26日	建設省第197号	根室公園 鳴海公園	指定 7.6 ha (22,960坪) 指定 1.2 ha (3,948坪) 2公園 (26,908坪) 8.8 ha
昭和46年2月27日	根室市第12号	花園公園 敷島公園	指定 0.06 ha 指定 0.09 ha 4公園 8.95 ha
昭和46年12月22日	根室市第78号	昭和公園	指定 0.17 ha 5公園 9.12 ha
昭和48年8月18日	北海道第2604号	鳴海公園 根室公園 駒ヶ丘公園 明治公園	変更 1.20 ha 変更 1.50 ha 指定 1.10 ha 指定 10.80 ha 7公園 14.92 ha
昭和48年11月26日	根室市第74号	花園公園 敷島公園 昭和公園 明治町団地公園 西浜町団地第1公園 西浜町団地第2公園	変更 0.05 ha 変更 0.09 ha 変更 0.17 ha 指定 0.23 ha 指定 0.44 ha 指定 0.19 ha 10公園 15.77 ha
昭和49年7月10日	北海道第2374号	明治公園	変更 11.40 ha 10公園 16.37 ha
昭和51年4月6日	根室市第21号	光洋公園 光和公園	指定 0.11 ha 指定 0.18 ha 12公園 16.66 ha
昭和52年2月10日	北海道第338号	花咲港東公園	指定 1.10 ha 13公園 17.76 ha
昭和52年10月5日	根室市第96号	ときわ台公園	指定 0.80 ha 14公園 18.56 ha
昭和53年10月5日	北海道第3083号	望郷の岬公園	指定 3.00 ha 15公園 21.56 ha
昭和57年5月12日	根室市第44号	昭和公園	変更 0.24 ha 15公園 21.63 ha
昭和59年2月13日	北海道第209号	明治公園 望郷の岬公園	変更 11.40 ha 変更 3.00 ha 15公園 21.63 ha
昭和60年11月7日	北海道第1906号	根室総合運動公園	指定 26.60 ha 16公園 48.23 ha
平成3年12月1日	根室市第101号	根室公園	変更 1.40 ha 16公園 48.13 ha
平成6年12月28日	根室市第138号	ふれあい広場	指定 0.85 ha 17公園 48.98 ha
平成8年4月1日	根室市第17号	望洋公園	指定 0.15 ha 18公園 49.13 ha

3. 都市計画下水道の変更経過

告示年月日	告示番号	告示内容
昭和42年12月27日	建設省告示第4485号	都市計画の決定
昭和45年8月24日	根室市告示第49号	都市計画事業認可
昭和45年10月20日	建設省北都下公発第22号の2	下水道事業認可
昭和49年5月8日	根室市告示第32号	都市計画の変更
昭和50年3月10日	北海道告示第668号	都市計画事業認可変更
昭和50年5月28日	建設省北都下公発第8号	下水道事業認可変更
昭和51年9月10日	根室市告示第66号	都市計画の変更
昭和51年9月29日	建設省北都下公発第37号	下水道事業認可変更
昭和57年3月25日	建設省北都下公発第5号	下水道事業認可変更
昭和59年3月1日	根室市告示第13号	都市計画の変更
昭和59年3月14日	建設省北都下公発第5号	下水道事業認可変更
昭和59年5月14日	北海道告示第868号	都市計画事業認可変更
昭和59年5月30日	根室市告示第63号	都市計画事業認可変更
昭和63年6月23日	根室市告示第54号	都市計画の変更
昭和63年7月12日	建設省北都下公発第31号	下水道事業認可変更
昭和63年8月4日	北海道告示第1294号	都市計画事業認可変更
平成2年6月2日	根室市告示第71号	都市計画の変更
平成2年8月10日	建設省北都下公発第25号	下水道事業認可変更
平成2年9月13日	北海道告示第1285号	都市計画事業認可変更
平成3年9月2日	北海道知事認可公下第55-12号指令	下水道事業認可変更
平成3年9月5日	根室市告示第84号	都市計画下水道の変更
平成3年9月20日	北海道告示第1464号	都市計画事業認可変更
平成8年12月4日	根室市告示第142号	都市計画の変更
平成9年3月11日	建設省北都下公発第5号	下水道事業認可変更
平成11年1月21日	北海道知事認可公下第72-33号指令	下水道事業認可変更
平成14年4月30日	根室市告示第65号	都市計画の変更
平成14年6月17日	北海道知事認可公下第15-8号指令	下水道事業認可変更
平成14年7月2日	北海道告示第1147号	都市計画事業認可変更
平成19年1月23日	北海道知事認可都環第1887号指令	下水道事業認可変更
平成19年2月9日	北海道告示第10113号	都市計画事業認可変更
平成22年3月30日	根室市下水道事業告示第4号	都市計画の変更
平成24年1月26日	北海道知事認可都環第1332号指令	下水道事業認可変更
平成24年2月17日	北海道知事認可都環第1372号指令	都市計画事業認可変更
平成26年3月27日	北海道知事認可都環第3319号指令	下水道事業認可変更
平成29年3月7日	北海道知事認可都環第2602号指令	下水道事業認可変更

告示年月日	告示番号	告示内容
平成 29 年 3 月 17 日	北海道知事認可都環第 2645 号指令	都市計画事業認可変更
平成 30 年 3 月 30 日	根室市下水道事業告示第 3 号	都市計画の変更
令和 元年 5 月 15 日	北海道知事認可都環第 336 号指令	下水道事業認可変更
令和 元年 7 月 10 日	北海道知事認可都環第 647 号指令	都市計画事業認可変更
令和 5 年 3 月 24 日	北海道知事認可都環第 1648 号指令	下水道事業認可変更

4. 都市計画汚物処理場の変更経過

告示年月日	告示番号	告示内容
昭和 37 年 6 月 15 日	建設省告示第 1403 号	都市計画の決定
令和 4 年 3 月 18 日	根室市告示第 12 号	都市計画の変更（廃止）